

高等教育の修学支援新制度 及び 日本学生支援機構貸与奨学金 募集要項

2025年度秋学期に標記の奨学金の募集を行います。制度の詳細については日本学生支援機構の「奨学金案内」にて必ず確認し、出願を希望する場合は本要項の内容を確認のうえ、期日までに手続きを行ってください。「奨学金案内」については奨学支援グループのWebサイトに掲載しています。

なお、「高等教育の修学支援新制度」とは、日本学生支援機構から給付奨学金が支給されるほか、国より授業料等減免を受けることができる制度です。日本学生支援機構の給付奨学金の採用となった方は、授業料等減免の対象者にも該当します。

個人情報の取り扱いについて

日本学生支援機構貸与奨学金及び大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の出願に際し、スカラネット上で入力された情報及び提出書類等に記載された情報は、関西大学で定める個人情報保護方針に基づき、奨学金業務及び授業料等減免業務のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、出願者の情報が日本学生支援機構、文部科学省、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には一切利用されません。

**多子世帯（扶養する子等が3人以上の世帯）への「高等教育の修学支援新制度」が拡充されています。
出願を希望される方は本募集要項を確認のうえ、手続きを行ってください。**

関西大学学生センター

奨学支援グループ

I 募集制度(奨学金)

- ・修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免)
- ・日本学生支援機構貸与奨学金(第一種・第二種)

※日本学生支援機構の「奨学金案内」(水色及びピンク色の冊子)にて、制度内容や出願資格等を事前によく確認してください



〈奨学金案内〉

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html)。

※出願手続きについては、本紙を参考にしてください。

II 奨学金出願スケジュール

「1」～「5」の手続きを行うことで出願が完了します。

1 出願書類の準備

修学支援新制度または日本学生支援機構貸与奨学金の出願に必要な書類を奨学支援グループ

Web サイトに掲載します(https://www.kansai-u.ac.jp/scholarship/news/2025_132027.html)。

出願書類を印刷し、必要事項を記入してください。出願に必要な書類は以下のとおりです。



奨学支援グループ
Web サイト

全員	修学支援新制度 (日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免)を希望する場合	・2025 年度秋学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書 ・学修計画書
	貸与奨学金を希望する場合	・2025 年度秋学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書
該当者のみ	あなたが 「日本国籍以外」で出願可能な在留資格を 有する場合 ※詳細は「給付奨学金案内(P14)又は「貸 与奨学金案内(P9)」を参照	・在留カード(コピー)・特別永住者証明書(コピー)・住民票の写し (原本)等、在留資格・在留期間が明記されているものいずれか1点 ※在留資格が「家族滞在」の場合は「出入国記録の写し」(原本)も 必要。
	あなたが 「社会的養護を必要とする人」である場合	・施設等在籍証明書・児童(里親)委託証明書・措置解除決定通知 書 等(コピー可)、満 18 歳となる前日に児童養護施設等に入所し ていた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載さ れた証明書類

【修学支援新制度を希望する際の願書作成時の留意点】

修学支援新制度に出願する場合は、「授業料等の負担が困難」もしくは「多子世帯に該当」いずれかの認定事由に基づき申請を行う必要があります。そのため、「2025 年度秋学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書 7_修学支援新制度の希望する認定事由について」の項目に必ず□をしてください。

なお、多子世帯支援に該当する方は、「授業料等の負担が困難」と「多子世帯支援に該当」の両方に□しても問題ありません。

(出願願書 抜粋)

【7】(修学支援新制度希望者のみ記入) 修学支援新制度の希望する認定事由について

修学支援新制度の出願を希望される方は、以下の希望する認定事由を必ず選択してください。
なお、多子世帯に該当する場合は、両方に□しても問題ありません

授業料等負担が困難

多子世帯に該当

2 出願書類の提出

以下、提出日時に必ず出願してください。出願時にその後の手続きに必要な「スカラネットの識別番号（ユーザーID・パスワード）」と「奨学金確認書兼地方税同意書」を交付します。

・提出日時及び場所

キャンパス	提出日時	提出場所
千里山	10/6（月）・7（火） 11：00～15：00 15（水） 13：00～16：00	(10/6・7) 誠之館2号館1階 多目的会議室 (10/15) 第4学舎3号館4階3401教室
高槻	10/6（月）・7（火）・ 15（水） 9：00～16：00	A棟1階 高槻キャンパスオフィス
高槻ミューズ		西館2階 ミューズオフィス
堺	10/3（金）・7（火）・ 15（水） 11：00～15：00	A棟1階 堀キャンパス事務室
吹田みらい	10/3（金）・6（月）・ 15（水） 11：00～15：00	サウスウイング地下1階 S002教室(10/3・6) サウスウイング 地下1階 吹田みらいキャンパス事務室(10/15)

※上記提出日時を過ぎた書類提出には応じられません。

※所属学部のキャンパスにて出願してください（原則として、他キャンパスでの受付はいたしません。やむを得ない事情がある場合は事前に各キャンパスの奨学金窓口にお問い合わせください）。

3 スカラネットの入力（インターネット）

【入力期間】: 10月3日（金）～10月17日（金） / **10月15日（水）～10月22（水）**

出願書類の提出時に交付される「スカラネットの URL 及び識別番号（ユーザーID・パスワード）」を使用し、「奨学金案内」および「スカラネット入力下書き用紙」を参考にスカラネットの入力を行ってください。「奨学金案内」および「スカラネット入力下書き用紙」は奨学支援グループ Web サイトに掲載しています。

なお、必ず上記の【入力期間】内に手続きを完了してください。

※スカラネットとは、日本学生支援機構の奨学金申込専用ホームページのことを行います。

※10月15日～10月22日の入力期間は、10月15日に受け付けた方の入力期間となります。

4 マイナンバー等の提出（インターネット）

【入力期限】: 10月17日（金） / **10月22（水）**

「3 スカラネットの入力（インターネット）」後、「メインメニュー」の「個人番号（マイナンバー）の提出等」から「奨学金案内」を参考に提出してください。

※生計維持者は原則父母となります。父母が無職の場合でも生計維持者に該当するため、必ずマイナンバーを提出してください。

※入力内容に誤りがあった場合は奨学金の選考が遅れます。

※10月15日～10月22日の入力期限は、10月15日に受け付けた方の入力期限となります。

5 「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出（郵送）

「4 マイナンバー等の提出（インターネット）」後、**1週間以内に、出願書類の提出時に交付される「奨学金確認書兼地方税同意書」を日本学生支援機構に直接郵送してください（必着）。**

※提出内容に不備があった場合は、奨学金の選考が遅れる場合があります。

6 採否通知及び奨学金振込日

【採否通知】: 12月9日（火）[予定]

※インフォメーションシステムの個人伝言にて通知します。

【振込日】: 12月11日（木）[予定]

※10月分から遡って振り込みされます。なお、各種手続きを期間内に不備なく完了した場合でも、日本学生支援機構での審査に時間をおこす場合は、採否結果及び振込日が大幅に遅れることがあります。

III 奨学金の学力基準について

奨学金の出願については、学力の基準と併せて、家計基準も満たす必要があります。家計基準については、「奨学金案内」を必ず確認してください。

1 修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免）

学業成績等に係る基準は【表1】のとおりで、在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が【表2】の①～③のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

【表1】

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人 (2024年度秋学期入学者を含む)	次の①～③のいずれかに該当すること ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後1年以上を経過した人	次の①又は②のいずれかに該当すること ①GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること (注) 標準単位数=2024年度の学年×(各学部の卒業所要単位数÷4) ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。該当する可能性のある方は奨学支援グループに相談してください。

※編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数で判定されます。

ただし、カリキュラム等の関係で、成績に問題はないが編入学後の標準単位数等に満たない場合は、編入学試験の成績等から総合的に判定します。

※大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間がある場合は、上表の基準と異なるため、奨学金窓口に相談してください。

【表2】

①修業年限で卒業または修了できないことが確定したこと ②修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること ③履修科目的授業への出席率が6割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること

※上記①～③のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。その場合は、奨学支援グループに相談してください。

※編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で①～③のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。

※判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

2 貸与奨学金

(1) 第一種奨学金のみ又は併用貸与

※第一種奨学金と第二種奨学金を併せて借りることを「併用貸与」といいます。

- ・新たに第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に出願する場合
- ・既に第一種奨学金に採用されている方が、新たに第二種奨学金を出願する場合
- ・既に第二種奨学金に採用されている方が、新たに第一種奨学金を出願する場合 など

1年次生	次の①及び②の条件をともに満たしている者※1 ①高等学校調査書の学業成績評定平均値が3.5以上の者※2 ②大学における評定平均値(下欄の計算式による)が2.20以上の者※3
2~4年次生	次の①及び②の条件をともに満たしている者※1 ①次頁の【出願基準単位数】を満たしていること ②大学における評定平均値(下欄の計算式による)が2.20以上の者
評定平均値の計算式	$\text{評定平均値} = \{(\text{「秀・優」の数} \times 3) + (\text{「良」の数} \times 2) + (\text{「可」の数} \times 1)\} \div \text{修得科目数}$ ※卒業所要単位数に算入することができる科目のみ計算に用い、小数点第3位を四捨五入する。(GPAとは異なりますので注意してください。)

※1 上記の学力基準を満たしていないくとも、以下に該当する方は学力基準を満たすものとして取り扱う場合があります。該当する方は奨学支援グループに相談してください。

- ・生計維持者の貸与額算定基準額が0円の方(算出方法は『貸与奨学金案内』のP12を参照)
- ・生活保護受給世帯の方
- ・社会的養護を必要とする方(児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている方等)

※2 この条件を満たしていない方で、高等学校又は専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が、3.5以上である場合は、その証明書をもって学力基準を満たすものとして取り扱います。該当する方は、必要な証明書類の案内をしますので、奨学支援グループまで申し出てください。

また、「高卒認定試験」合格者、または帰国生徒入学試験等で本学に入学した際の高等学校調査書の評定平均値を持たない方は、奨学支援グループに相談してください。

※3 2025年度秋学期が在学学期数1学期目(休学期間は在学学期数に含めません)となる方は、「①高等学校調査書の学業成績評定平均値が3.5以上の者」の条件のみで判定します。

2025年度秋学期が在学学期数2学期目となる方(休学期間は在学学期数に含めません)は、

「①高等学校調査書の学業成績評定平均値が3.5以上の者」の基準と併せて「②大学における評定平均値が2.20以上の者」の基準も満たす必要があります。

(2) 第二種奨学金のみ

1年次生	本学への入学をもって学力基準を満たす
2~4年次生	下表の【出願基準単位数】を満たしていること ※第7・8学期生については、卒業見込みが確認できれば出願可能です。 ただし、標準修業年限を超える8学期生については対象外です。

※ 2025年度秋学期が在学学期数1学期目もしくは2学期目となる方(休学期間は在学学期数に含めません)は、1年次生の基準で判定を行います。

【出願基準単位数】

在学学期数	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期
単位数	30	45	60	75	90	110

※在学学期数は2025年度秋学期時点の在学学期数を示しています。(休学した学期を算入せず。)

※単位数は2025年度春学期までに修得した科目のうち、卒業所要単位に算入することができる科目の合計単位数を示しています。

IV 奨学金の家計審査について

給付・貸与ともに収入については、マイナンバーにより取得した2024年分(1月1日～12月31日)の収入に基づく2025年度住民税情報を用いて日本学生支援機構が審査します。

【修学支援新制度の審査上の注意点】

資産基準について

家計基準とは別に資産基準が設けられています。申込日時点の出願者本人と生計維持者の資産額が対象となります。「給付奨学金案内」のP11とP18を参照の上、出願してください。

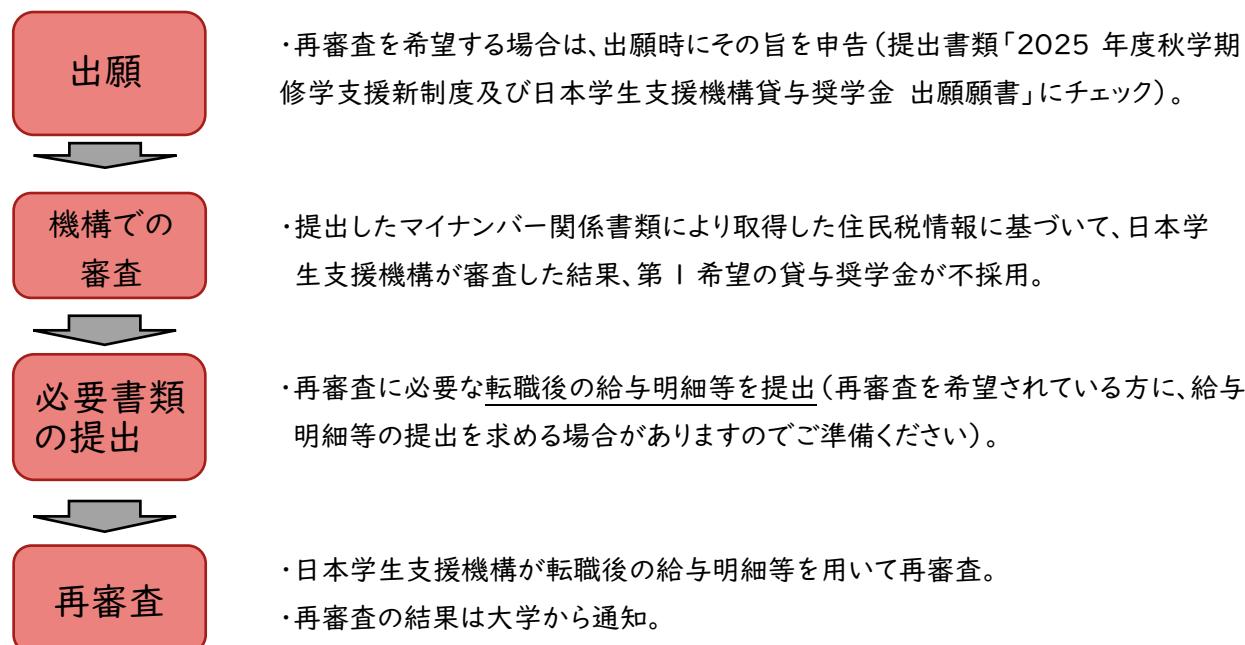
【貸与奨学金の審査上の注意点】

(1) 生計維持者が2024年1月2日以降に転職(再就職)・起業している場合の取扱い

住民税情報に基づく審査の結果が第1希望とならなかった場合、希望により、転職後の減収した収入より再審査を受けることができます。

⇒再審査を希望する場合は、提出書類「2025年度秋学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書」[8]の『マイナンバーによる審査結果が第1希望とならなかった場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望する。』にチェックしてください。

「転職後の収入を用いて審査を行うフロー」



(2) その他の特別な状況について

生計維持者が死亡、失職(退職、会社倒産、廃業)、離別、災害等に罹災した、事故・病気等により就労困難(休職による収入減少)、また同一生計の家族が事故・病気等となった(支出増大)、父母等による暴力等からの避難等の家計状況に特別な事情が生じた場合は、緊急採用・応急採用での出願も可能となります。緊急採用・応急採用については、直近の収入状況での判定が可能となる場合がありますので、家計に特別考慮すべき事情が生じた方は、事前に奨学支援グループに相談してください。

V その他

1 多子世帯の支援に伴う修学支援新制度の拡充について

生計維持者が 2024 年 12 月 31 日時点の扶養していた親族の数が 3 人以上である世帯への修学支援新制度が拡充されています。

奨学金の支給金額や授業料減免額等、制度の詳細については、

「給付奨学金案内」の P18

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html)

文部科学省の Web サイト

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm) をご確認ください。



〈給付奨学金案内〉

文部科学省
Web サイト

2 特別な事情に該当する場合について

「2025 年度秋学期 修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金 出願願書」のその他、特別な事情（以下の①～④）に該当する方は、別途書類の提出が必要な場合がありますので出願時に申し出てください。

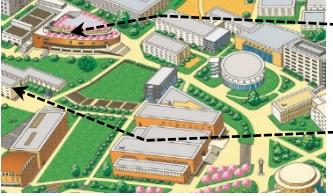
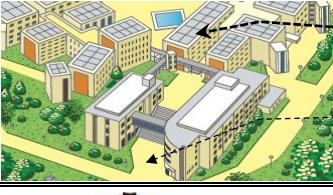
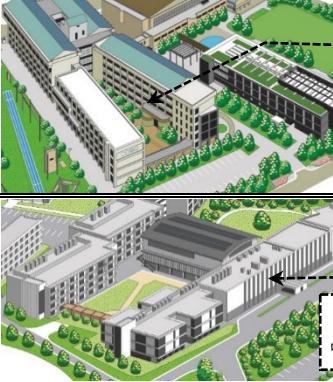
①申込者本人・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合

②申込者本人・生計維持者が海外に居住し、2025 年度（2024 年 1 月～12 月分）の住民税が課税されていない場合

③（修学支援新制度のみ）学生本人が、入学前 1 年以内（目安）に離職したことにより世帯収入の減少が見込まれる場合

④2025 年 1 月 1 日以降に、離婚や死別等により扶養していた生計維持者に変更が生じた場合

VI 各キャンパス奨学金窓口

千里山	 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 淎風館 1階 奨学支援グループ </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 誠之館2号館 1階 多目的会議室 </div>	学生センター 奨学支援グループ 〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く
		高槻オフィス 〒569-1095 高槻市靈仙寺町2-1-1 取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く
高槻	 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> A棟(管理・研究棟) 1階 高槻オフィス </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> バス停留所 (関西大学) </div>	高槻ミューズオフィス 〒569-1098 高槻市白梅町7-1 取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く
		堺キャンパス事務室 〒590-8515 堺市堺区香ヶ丘町1-11-1 取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く
吹田みらい	 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 西館(大学・大学院学舎棟) 2階 ミューズオフィス </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> A棟 1階 堺キャンパス事務室 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> サウスウイング 地下1階 吹田みらいキャンパス事務室 </div>	吹田みらいキャンパス事務室 〒565-8585 吹田市山田南50-2 取扱時間/9:00~17:00 ※ 土日・祝日・休業期間中を除く